

[論文]

## コミュニティをめぐる理論的課題

### —現代市民社会論を手がかりに—

井 上 匡 子

#### 一節、はじめに

本稿では、現在盛んに議論されている市民社会論を手がかりに、コミュニティをめぐる理論的问题を検討し、コミュニティが抱える課題を提示したい。

近年これまで自明とされるか、あるいは当然の前提とされてきた近代社会の様々な枠組みや社会の構成原理が再考の対象となっている。その中で、コミュニティ、あるいはより広く個々人の共同性のあり方が議論の対象となっている。それは、個人主義的リベラリズムを批判するコミュニタリアン(共同体論)による共同体への評価としてだけではなく、むしろそれまではコミュニティには批判的であった陣営でもコミュニティやある種の共同性が再評価されている。それらの背景としては、新自由主義の台頭以後、ローカルなコミュニティの再建が実践的な課題となったことや、フェミニズムやエスニックの主張が運動としてだけではなく理論的にも重要な問題提起をしたり、差異の政治学<sup>(1)</sup>や多文化主義の正義論<sup>(2)</sup>の展開の中で、コミュニティや諸個人の共同性のあり方が理論的にも重要な課題となってきたことなどが挙げられる。

また現在新たな関心から盛んに論じられている市民社会は、近代社会の枠組みのオルターナティブを提示したり、現代の様々な問題状況を裏側から指し示す概念としても使わ

れている<sup>(3)</sup>。これら市民社会の再興・再生などと称せられる一連の市民社会論の活況の背景としては、まず第一に、これまで市民社会論の対象とされてこなかった地域での「市民社会」的動きがあげられる。具体的には東欧革命やその中欧への波及、ラテンアメリカやアフリカ諸国の民主化運動である。これらの地域においては、権威主義的な支配体制から、すなわち国家や国家と密接に結びついた政治的・経済的な権力から脱却する運動が、一定の成功を収め、その結果だけではなく運動のあり方も理論に大きな影響を与えている。第二に、これまでも市民社会論の対象であった先進諸国においても、1970年代終わりから「緑の党」に代表される環境運動、フェミニズムの運動、反核平和運動などの「新しい社会運動」や、NGOなどの国家と一定の距離を取った運動が盛んになり、そこからこれまでと違った社会観・国家や市場との関係が生まれた。これらの運動を契機とし、いわば事実が先行する中で、国家や市場と市民社会に関する理論的な研究が行われるようになっていく。第三に、市場との関係では、市場を優位に位置づける新自由主義の台頭のなかで、国家対市場という枠組みでは、現代の問題を処理できなくなってきたことが明らかになってきた点も挙げられる。

本稿では、現在のところ、もっとも包括的

な形で現代市民社会論を展開していると思われるコーベンーアラートの市民社会論（Cohen Jaen L. and Arato A.）及び、彼らに大きな影響を与えていたハーバーマス（Habermas J.）の議論を手がかりとして、コミュニティが国家や市場との関係でどのような位置づけをされているかを紹介し、その理論的な問題点を検討する。もっとも、コーベンーアラートの市民社会論における論点は、思想史的なもの理論的なものなど多岐にわたっており、ここで網羅的に紹介することはできないが、コミュニティの位置づけ、ないしは個人とコミュニティの関係に絞って、その特徴を紹介し手がかりとしたい。

本稿で、コミュニティの問題を考える際に、現代市民社会論を手がかりとするのは、以下で簡単に紹介するように彼らの市民社会論において、コミュニティが非常に重要な位置づけをされているからである。また、コミュニティをめぐる理論的な問題は、現代市民社会論にとっても、殊にその日本社会における受容を考える際には重要であり、現代社会についての他の諸理論やそれらとの様々な論争を検討する際に有効だと考えているからである<sup>(4)</sup>。

現代市民社会論を手がかりとしてコミュニティを論ずるのは、用語上のあるいは概念上の違和感があるかもしれない。上述のような背景の中で論じられている市民社会論において多くの場合、個々人の集合体は、voluntary associations というタームで論じられている。コーベンーアラートの現代市民社会論でも、前近代的な共同体との違いを強調し、自発的な結社であることを明確にするために、個々人の自由で自発的な意志に基づく集団を vol-

untary associations と呼んでいる。

コミュニティという語が、共同体という日本語訳とともに前近代的な共同体のイメージを帯びた語<sup>(5)</sup>であることは確かである。これは現代正義論においてコミュニタリアンが、リベラリズム批判の文脈で、人間の共同性の意義を強調してきたこととも関係している。また我が国の戦後の市民社会論が、このような前近代的な共同体からの個人の解放を目指していたことも、強く影響している。従ってこのような文脈でコミュニティという語を用いるのは、前近代的な共同体との違いを曖昧にしてしまうかも知れない。

しかしながら、四節で述べるように、コミュニティや中間団体に関して現在直面している諸問題は、前近代的な共同体との相違の問題だけではない。むしろ、近代が産み出した制度や組織やルールとの関係やコミュニティ・中間団体相互間の関係も重要な問題である。これらは、フェミニズムの運動や理論的な主張、差異の政治学・多文化主義などの主張の中で明らかになってきた。現在冒頭で触れたように、コミュニティが再評価され、一定の主張を行うことが積極的に認められつつある中にあっては、これらの問題を、共同体の前近代性の問題とは、区別した上で検討しなければならない。

またわが国においては、阪神大震災以後、多くのボランティアの活動などを背景として、コミュニティという語がこれまでとは異なる文脈で、人々の共同性のあり方を論ずる際に用いられたり、あるいは既存の地域共同体とそれ以外の外来の組織との関係を問う中で、これまで同一の共同体の構成員とは考えられていなかった人々の間での共同性のあ

り方をめぐる議論において、いわば道具概念として用いられることがある<sup>(6)</sup>。さらにインターネットの普及にともない、サイベリック・コミュニティという新しい共同体も登場している。

従ってここでは、コミュニティという語に前近代的な共同体を想起させる含意があることの問題性を自覚した上で、この語が持つ新しい可能性・潜勢力を活かす形で、理論的な諸問題を扱うことにする。

本稿では、手がかりとするコーベンーアラートの市民社会論を、「現代」市民社会論と呼んでいるが、これはヘーゲルの市民社会論を一つの典型とする「近代」市民社会論との違いを明らかにするためである。ハバーマスは、その違いを表すために、「市民社会」に該当するドイツ語である *bürgerliche Gesellschaft* に換えて、*Zivilgesellschaft* という新しい語を用いている<sup>(7)</sup>。この語が、市民社会の構成員に関して私人・経済人としてのブルジョアジーと政治性を帯びた公民としてのシトワイアン (*citoyen*) との思想史上の区別に対応させるために新たに造られた語であることはいうまでもない<sup>(8)</sup>。

以下では、まずこの近代市民社会論と現代市民社会論との違いをハバーマスの『公共性の構造転換』の初版で展開されている市民社会構想とその後の展開及び1990年新版序説での変更に注目して簡単に説明し(二)、次にコーベンーアラートの現代市民社会論の特徴を概説する(三)。その上で、コミュニティに視点を定め、その理論的諸問題と可能性を検討する(四)。

## 二節、近代市民社会論と現代市民社会論

### ——国家と市民社会の分離から、 システム／生活世界へ

本節ではまず、ハバーマスの『公共性の構造転換』の二つの版<sup>(9)</sup>における、公共性の変容に対する対応の違いを手がかりに、コーベンーアラートの現代市民社会論を、特に近代市民社会との関係で簡単に紹介する。

周知のように、近代市民社会論の一つの典型であるヘーゲルの市民社会論は、国家 (Staat) と市民社会(*bürgerliche Gesellschaft*)との分離をその最も重要な特徴としている。ヘーゲルは、古典古代においては、自由人の相互支配の場として政治性を帯びた概念であった *societas civilis = polis* から政治性を取り除き、市民社会をもっぱら「欲求の体系」・「特殊性の圈」とした。ブルジョアの経済社会としての市民社会を官僚身分からなる国家と分離したのである<sup>(10)</sup>。コーベンーアラートは、このすぐれて近代的な市民社会論を、検討の上、批判している。市民社会と国家という二分法<sup>(11)</sup>の代わりに彼らがよりどころとしたのが、ハバーマスが『コミュニケーション行為の理論』での考察の中から提示したシステム／生活世界という図式であった。

ハバーマスは、1962年に出版された『公共性の構造転換』においては、その副題<sup>(12)</sup>が示すおり市民社会 (*bürgerliche Gesellschaft*) というカテゴリーに注目し、それを通じて近代社会の構造とその転換および市民的公共性の成立とその変容を分析している。タイトルの構造転換とは、その源を私的領域にもちながらも、かつては政治的に機能していた市民的公共性が、その後政治性を喪失するに至ったことを示している。この構造転換は、近代の

国家と社会の分離が崩れ、相互浸透を始めたことに起因する。その結果社会(ブルジョア社会)の自立性を基盤としていた市民的公共性は、その基盤を失うことになった。1962年の第一版と1990年の第二版序文とでは、このような状況認識の点では共通しながらも、それへの処方箋という点で、大きな変更がみられるのである。以下ではまず、議論の前提となっているハバーマスの市民的公共性成立に関する議論について図式的に触れておく。

新興ブルジョワジーは、封建制の解体過程で成立した内面の自由を手がかりに私たちの小家族的私的領域を成立させた。それは自由・愛・教養という近代の「フマニテート」の圏であった。この小家族的私的領域は財産と教養というブルジョアジーの展開に伴い拡大し、財産を契機として「市場(商品取引と社会的労働)」が、教養を契機として「文芸的公共性」が成立する。ブルジョアジーは、小家族的私的領域で培われた権利経験を手がかりに既存の国王的権威に反抗し、その結果「文芸的公共性」は、政治的公共性へと機能変化した。絶対主義国家の重商主義的統制の撤廃を通じてブルジョアジーは、自らの利害を公開された論争によって政治的公共性へと連接したのである。ブルジョアジーは、政治的な公衆・世論・政党を媒介物として、公的領域へと侵入し、さらにその侵入は近代的議会として制度化された。このようにして、古代においては、欠けたもの、奪われたものであった私的領域は、國家の統制から自立した領域となり、公論を通じて政治的公共性となり、さらには市民社会のうちに政党や世論や議会を備えることにより、公的領域へと媒介された。すなわち、政治的公共性の成立により、ブ

ルジョア的市民社会は自らの要求を国家へと媒介するための機関という規範的な地位を得ることになる。この市民社会成立の社会的条件が、自由化された市場であったことは言うまでもない。

ハバーマスは、ヘーゲルが描き出した市民社会と国家の分離という図式を踏襲した上で、私的領域の公的領域への媒介を、自由な討議による合意という理念により再構成した。自立的な市場の成立を社会的条件として、言説の公開性と他者との共同性を組織原理とする政治的公共性は、自由なコミュニケーションの場・公衆の批判的な言説の場として機能した。図式的にいうなら、ハバーマスは、市民社会と国家の分離というヘーゲルの枠組みを維持しつつ、市民社会の側に市場と公論という二つの要素を見いだした。ここでのポイントは、この公論という要素があくまでも市場の合理性に依拠しているという点である。ハバーマスはホップスのテーゼを転回し市民的公共性の領域においては「権威ではなく真理が法をつくる」としているが、この真理とはあくまでも市場の合理性に重ね合わされたものであった。

しかしながら、自由なコミュニケーションの場・批判的言説の場は、現代においては操作的なパブリシティーと広告宣伝の機能に転化してしまった。これは、ブルジョア社会が問題解決能力を失い、その結果国家と社会が相互浸透し、社会(福祉)国家が登場したことが原因である。これにより、市民的公共性はその政治性を喪失し、構造を転換<sup>(13)</sup>させてしまった。

さて、このような事態に、ハバーマスは『公共性の構造転換』第一版の段階では尚、市民

的公共性がもっていた政治性の再建を市場的原理の立場から行いうると考えていた。すなわち、国家や社会における様々な組織に公開性の原則を貫徹することにより、社会（福祉）国家のもとで組織に従属している公衆を、公共的コミュニケーションによる批判的過程へ参加させること、そして基本権に即して、そのような批判的過程を制度的に保障しうる憲法的解釈を行うこと、これら二つの方途に希望を託していた。

しかしながら、そもそも市民的公共性・市民社会を市場の合理性に依拠させている限り、市場の自立性が失なわれ合理性が崩壊してしまえば、市民社会もまたその自律性を失うことになる。同時に、市民社会と市場とを同一視する新自由主義への対抗軸も失う。このような理論的な閉塞状況を脱出すべくハバーマスは、国家と市民社会（市場と公論）の分離という図式に代わって、国家と社会とが融合した社会福祉国家の時代によりふさわしい基本図式としてシステム／生活世界を提示する。

周知のように、システムと生活世界は、それぞれ異なる合理性に対応した行為領域<sup>(14)</sup>の概念である。システムにおける合理性は、成果の達成を志向する目的合理性であり、生活世界における合理性は、言語による相互了解を志向するコミュニケーション的合理性である。システムは、資本主義的な経済システムすなわち市場と、官僚制の国家行政システムからなり、それぞれ貨幣と権力というメディアを通じて制御される。生活世界は、家族・隣人関係・自由な意志による結社（associations）などから構成され、その制御メディアは言語である。

システム／生活世界という図式では、以前の市民社会と国家の分離図式とは異なり、市場と国家とがともにシステムの側に属する。生活世界にはかつて私的領域の典型であった家族の他に、近代的な意味では公でも私でもないが再政治化された新しい領域が見いだされ、これをハバーマスは市民社会（Zivilgesellschaft）と呼ぶ。ここで注意すべき点は、ハバーマスは社会国家の登場の中で、市場とも国家とも異なる領域として市民社会を再構築しようとしているが、それは社会国家システムそのものを解体させたり、市場メカニズムそのものに代替することを目指している訳ではない点である。そうではなく、あくまでもそれらとは別個のメディアで統御される領域として市民社会を再定義し、再評価しようとしているのである。

ハバーマスの現代市民社会（Zivilgesellschaft）論は、古典古代における *societas civilis* に含まれていた政治性をブルジョア市民社会＝近代市民社会とは、別の方向に引き出そうとする試みであり、それを合理性・行為領域の問題<sup>(15)</sup>にまでさかのぼることにより、行った。『公共性の構造転換』第一版の中で展開された政治的に機能する公共性という概念を、現代の状況の中に対応させ、システムと生活世界という行為領域に関わる図式を用いて、再定式化したのである。

コーベンーアラートは、ハバーマスの政治的に機能する公共性という概念を手がかりに、システム／生活世界という図式に拠って、国家と市民社会、市場と市民社会の関係を再考し、現代市民社会論を展開している<sup>(16)</sup>。彼らの議論の問題設定・出発点は、権威主義的な国家からの脱却と、グローバル化した市場に

より公的なものの私化に対する告発であった。この両者を理論的に可能にするのが、ハーマスが近代的な国家と市民社会の分離に代わって提示したシステム／生活世界という図式であった。その中で、コミュニティが理論的にも実践的にも高く位置づけられることになる。

次には、コーベンーアラートの現代市民社会論の基本的な特徴を挙げ、その中でコミュニティがどのように位置づけられているかを見ることにする。

### 三節、現代市民社会論の基本的特徴

本節では、現代市民社会論の主な特徴を三点にまとめ、近代市民社会と対比しつつ概観する。

#### 三一1 個人を単位とする市民社会から各種の団体の集合体としての市民社会へ

まず第一に、市民社会の構成単位の違いがある。コーベンーアラートの現代市民社会論においては、市民社会は個人の集まり・交渉の場ではなく、自由な諸個人により形作られる様々な団体の集合体と考えられている。その意味で、コミュニティやその活動に重要な位置づけが与えられている。

勿論、かれらは個人主義そのものを否定することはないし、権利主体としての個人を軽視することもない。しかし個人がアトム化し、断片化することの問題を強く意識する中で、対抗の手段として各種の団体の活動を重要視する。彼らが描く市民社会では個人に代わってコミュニティがその構成要素となり、そのような様々な集団からなる多元的な空間を、国家とも市場とも異なる第三の領域としている。そこでのキーコンセプトは多元性で

ある。また、当然のこととして近代的な私的領域と公的領域の峻別論には立たない。家族や地域の共同体のような従来は私的な領域に属していた団体や、教会や文化に関わる団体やスポーツクラブなどの非政治的な団体、あるいは市民運動のグループなどを含めた非常に広範な団体をその構成要素とし、それらの多元的な集まりの場として、市民社会が想定される<sup>46)</sup>。

#### 三一2 新しい社会運動への評価と自己限定的政治

第二の特徴として、新しい社会運動への高い評価があげられる。周知のように、新しい社会運動とは、先進諸国における高度経済成長の繁栄とその文化的矛盾を背景として1970年代に台頭した一連の新しいタイプの社会運動である。一節でも簡単に触れたように、コーベンーアラートの現代市民社会論では、公民権運動を母体とし、フェミニズムの運動・エコロジー運動・エスニック運動などの新しい社会運動を評価する中で社会イメージが形作られるとともに、トレーヌ（Touraine A.）やメルッチ（Melucci A.）に代表される新しい社会運動に関する理論、あるいは実践そのものから理論的着想を得ているといいうる。これら新しい社会運動では、伝統的な社会運動のカテゴリーには還元できない多様な集団が主体となり、多面的に展開された。それらの運動における様々な運動の主体が、あらかじめ作られた同質的な集団ではなく、社会関係の中で言説の力により多元的な関係の中で編成されていくことを示した点でも、画期的であった。具体的に掲げられている価値の新しさだけではなく、その運動の編成の仕方そのものが、これまでの社会運動とは異なって

いたのである。

これに加えて大きな影響を与えていたのが、東欧革命であった。東欧革命は権力の掌握、すなわち国家へと帰結しなかったという点で、これまでの革命とは全く異なるものであった。かれらは、東欧革命がポスト革命的すなわち「自己限定的革命」であった点に注目している。ここにみられる社会運動の「自己限定性」は、多元性をその本質とするかれらの市民社会論にとって非常に重要であった。なぜなら一定の政治性を持って活動する社会運動が、それ自体が権力をもち、すなわち国家となることは、市民社会がその多元性を失うことになるからである。かれらは東欧革命から学んだ「自己限定性」あるいは「自己限定的政治」の理念を社会運動の評価にも応用し、様々な「自己限定的な」社会運動からなる多元的な市民社会を構想している。

### 三－3 国家・市場からの自立

第三に、かれらの市民社会は、権威主義的な国家に対抗する民主化運動に着想を得ておらず、従って市場とも、国家とも距離を置き、自立している点が特徴である。前節でも述べたように、市民社会と国家の分離という図式ではなく、システム／生活世界という図式に拠る現代市民社会論にあっては、国家も市場もシステムとして一括され、それに生活世界が対置されることになる。もっともかれらは国家や市場を否定したり、市民社会がその機能を代わって引き受けることを主張している訳ではない。あくまでも市民社会は国家や市場から自立した第三の領域と考えられている点に注意しなければならない。

前節でも簡単に述べたように、現代市民社会論は市民社会と国家の分離の解消・社会国

家の成立という状況の中で構想されたものであるが、国家と市場の相互浸透がそれだけで多元的な市民社会のための生活世界を準備するわけでは決してない。むしろ、現代的な社会国家・福祉国家や国境を越え展開する資本主義経済は、生活世界の自律性を脅かしている。そのためには、基本権の構造を作り替える必要があると考えられている。

この点は、ポストモダンの諸潮流との重要な相違点である。かれらが評価する市民社会の構成要素となる様々な社会運動においては、多くの場合たとえば環境保護などのようなポスト産業社会的な価値が掲げられているが、ポストモダンの諸潮流とは異なり、基本権など近代に由来する諸制度に関しては一定の評価をしている。多元的な市民社会がある程度安定化するためには、基本権が必要だと考えているからである。

## 四節 コミュニティをめぐる

### 理論的諸問題

コーベンーアラートの現代市民社会論では、コミュニティが非常に高く評価され、理論的にも重要な位置を占めている。そこでは等質の平等な個人を構成単位としてきた近代社会のオルタナティブを提示しており、個人主義の行きづまりや諸個人の断片化などが指摘される中で、一つの方向を指していると評価することができる。しかし、そこには解決されるべき理論的な問題がある。以下では、コミュニティのあり方や個人とコミュニティの関係に関わる理論的問題を、コミュニティ内部の問題・コミュニティとシステムとの関係の問題・コミュニティ相互間の問題の順に挙げる。現在のところ、これらの問題に

ついて、充分に答える用意はないが、かれらの理論を日本社会に受容する可能性も視野に入れつつ、これ以降実践的な問題を考えるための準備として、指摘しておきたい。

#### 四一1 コミュニティと個人の関係

これはこれまでしばしば、個人と前近代的な共同体との関係として指摘されてきた問題である。戦後の市民社会論が、個人の共同体からの解放を目指してきたことは言うまでもない。また、そのような解放が国家によって遂行される場合もある。コーベンーアラートの現代市民社会論において評価されているコミュニティは、自発的な結社としてのコミュニティであり、それらの連合体としての市民社会像が提示されている。かれらのコミュニティへの再評価を日本の文脈で受容する場合には、コミュニティと個人の関係、あるいはコミュニティの編成原理は、最も重要な問題<sup>18)</sup>の一つであろう。

また、コミュニティの編成原理と個人の自由や権利の保障との関係は、現代市民社会論においても、重要な問題となる。なぜなら上述のように市民社会の国家や市場からの自立性を重要視するからである。かれらの市民社会論は、個人主義的な自由や平等を否定するのではないとしても、啓蒙主義的な介入への警戒感をもち、もはや手放しの信頼を寄せてはいない。また他方で家族や教会やエスニック・グループにおいて共有されている多元的な価値に尊重を置いている。この点に関しては、フェミニズムなどコミュニティにおける隠れた権力の告発を行う運動や理論的な取り組みが重要になるであろう<sup>19)</sup>。

さらに、団体からの自由は、前近代的な共

同体における問題だけではなく、むしろ近代的な団体、たとえば労働組合や学校などにおいても問題<sup>20)</sup>となる。この点に関しては自発性の強調だけではなくコミュニティの複層化<sup>21)</sup>も重要である。コミュニティの複層化はそこに属する諸個人のアイデンティティの複層化をもたらし、市民社会の多元性やそこにおける公共性の創出するためのダイナミズムの一つの源泉となりうるからである。

#### 四一2 システムとコミュニティの関係

コーベンーアラートの市民社会論は、ハバーマスのシステム／生活世界という図式に依拠し、多元的なコミュニティの連合としての市民社会を構想している。それは前節で見たように、国家と市場の相互浸透の結果、近代的な公共性の空間が崩壊した中で、新たに政治性を帯びた空間を析出することを課題としている。ハバーマスの用語でいうなら、システムによる生活世界の植民地化がすすむ中で、いかにして生活世界におけるコミュニケーション的合理性を維持し、独自の自律的な領域を確保しうるかという課題である。そのためには、システムそのものの問題点に対しては、必ずしも有効な理論的手立てをもっていない。しかしながら、制度やルールの体系、システムのあり方への異議申し立てだけではなく、多元的な市民社会の動きをシステムの側へ繋いでいく仕組みが必要になる<sup>22)</sup>。

これは、市民社会の構成要素であるコミュニティが、システムの内容へも影響を及ぼすことを意味する。現代市民社会論では、システムとは別の生活世界を記述的・規範的に描き出すことに忙しいあまり、システム内部の問題には相対的に無関心である。しかし、市民社会が国家や市場といったシステムがもつ

機能に代わりうるものではないのであるならむしろ、現代社会に相応しいシステムのあり方（国家組織のあり方・官僚制のありかたなど）を市民社会の側から提案しうる関係を理論的に構想すべきであろう。

このようなシステム内部への相対的な無関心さは、自己限定的政治の影響かもしれない<sup>24</sup>。しかし、あるセクターが権力を握ることと、様々なコミュニティなど市民社会のアクターが国家・市場といったシステムの内容に影響を及ぼすということとは全く別の問題である。社会国家・福祉国家の時代の国家と市場の関係や各々の役割や機能についても、市民社会やそのコミュニティの側からの提言<sup>25</sup>が必要であり、理論的にもそのような方途を確保しなければならない。

#### 四一3 コミュニティ相互間の問題

現在、多文化主義・差異の政治学などの提唱により、社会の様々なグループに発言の機会が与えられ、社会における差別や排除の構造・権力関係が明らかになり、コミュニティを単位とする権利要求や文化の承認なども場合によっては認められつつある。その中で、コミュニティ相互間の関係に関する問題が重要な問題として生ずる。多元的な市民社会においては、それを構成しているコミュニティ相互の衝突や紛争は避けられない。勿論異なる趣旨の市民運動やコミュニティが多数存在することは、市民社会の多元性にとってより好ましいことであることは言うまでもない。しかしながら、それらの対立や討議がコミュニケーション合理性の範囲内で展開されることは限らない。あるコミュニティが別のコミュニティの構成員を直接に攻撃することもある。従って、市民社会における様々な意見の

対立、運動の対立をどのように扱うのかも当然問題になる。多元的な市民社会において、その多元性故に紛争や衝突が避けられない以上それらを解決する仕組みが必要になるし、市民社会の多元性を壊さずに維持するための仕組みも必要となる。法制度の役割や機能についてこのような観点から再考しなければならない。例えばコミュニティにおける調停などADR (alternative dispute resolution) のあり方など取り組むべき課題は多い。

また市民社会が国民国家の枠を越えグローバル化していく一方で、現在の法的な仕組みが法共同体としての国民国家を前提としたものである。従って法的な仕組みがないところで、いかにしてルールを作り出すのか、あるいは紛争を処理するのかという問題が生ずる場面が現実にふえている<sup>26</sup>。

市民社会においても、より適切にいうなら多元的な市民社会であるからこそ、制度・ルールは必要である。従って、問題はルールや制度そのものではなく、それらの固定化・形骸化である。たとえば、抽象的な概念・制度を適用の場面で反省することにより、流動化していくことが必要であろう。そのような拠点としてコミュニティは機能しうるし、すべきであろう。

また、コーベンーアラートの市民社会論においては、多元性は最も重要な特徴であるが、その多元性はどのように維持されるのかという点に関しては、必ずしも十分に論じられているとはいえない。リベラリズムをベースに観念されてきたこれまでの多元性の概念や、多元性や多様性を維持するための理論装置であった寛容の観念についても、再検討しなければならない<sup>27</sup>。

多元性の維持という点では、コミュニティの複層化は、非常に重要<sup>(1)</sup>である。それは、現在、単一のコミュニティだけが関係する問題などあり得ず、複数のコミュニティの共同の中で解決を探ることが求められているという事実からだけではない。より重要なのは、コミュニティの複層化は、その内部に柔軟さと流動性をもたらしうるからである。つまり、コミュニティが複層化することにより、それぞれのコミュニティのあり方や追求している価値などについて、他のコミュニティの角度からとらえ直すことを可能にするからである。諸個人が複数のコミュニティに属することにより、個人がコミュニティにおける共同性に完全に重なり合うのではない部分が生ずることになる。この部分から、コミュニティの柔軟さ・流動性がもたらされる<sup>(2)</sup>。もっとも、複層化はそのうちに紛争の種を持ち込むものもあることは言うまでもない。しかし、それらの解決もまたこの複層化の中から作り出される他はないのではないか。また、複層化や流動性は、無責任性を帰結する危険もある<sup>(3)</sup>。コミュニティの複層化・アイデンティティの複層化の中での責任のあり方についても、再考する必要がある。

## 注

(1) Ref., [Young I. 1990].

(2) Ref., [Kymlicka. 1995]

(3) 市民社会という語は、政治思想史・政治理論や法思想史・法理論に関する学術論文だけではなく、市民向けの様々な論稿の中で多用されている。また、市民権あるいはシティズンシップも市民社会論と併わせて論じられることが多い。ref. [Taylor Ch. 1995],

[Walzer M. 1992], [Kaene J. 1988], [Nardin T. 1995]。これまで市民社会概念が論じられるのは、主にマルクス主義の文脈においてであったが、現在はこの流れを汲むポストマルクス主義だけではなく、コミュニタリアンの立場からの議論のほか、多文化主義などの陣営でも議論されている。本稿では議論の対象にできなかったが、リバタリアン（自由尊重主義）の福祉国家批判と自発的なチャリティーの評価は、現代市民社会論と共通性がある。この点については、両者の社会観の問題を含めて別の機会に検討したい。また法学においては、市民法という概念は新しいものではないが、市民社会と現在の多様な法現象を関係付けて理解する議論として[吉田克巳 1998]がある。また[星野英一 1998]は、現代市民社会論をもちいて民法の世界を説明している。日本における市民社会論に関しては、[森正稔 1998]参照。

(4) コーエンーアラートは、自分たちの市民社会論は、エリート主義対参加民主主義・権利基底的リベラリズム対コミュニタリアニズム・福祉国家の擁護対新保守主義的反国家主義、といった現代理論における論争を相対化しうると述べている。ref. [Cohen.L. Jean and Arato A. 1992, pp.2-26]。

コミュニティの位置づけ及びコミュニティと個人の関係の問題は、リベラリズムとコミュニタリアンとの間の重要な論点であるだけでなく、差異の政治学や多文化主義といった潮流との間でも非常に重要な論点となることはいうまでもない。

(5) 周知のように、マッキーヴァーは、「コミュニティ」と「アソシエーション」を対比し、前者を地域性と共同性の要素を含む集団・

共同生活の場とし、後者を諸個人がそれぞれの関心を満たすために協同的に作る組織として区別している。ref. [MacIver R.M. 1917,1921]。このほかに、わが国では、マルクス主義の影響の元に「共同体・コミュニティ」が資本主義以前の形態とされていたこととも深く関係している。これに対して、近年ヨーロッパでは、法学・政治学においてコミュニティといえばヨーロッパ・コミュニティのことを指すことが多い点にも注意すべきであろう。

(6)勿論、これ以前もコミュニティという語のあたらしい用法はあったであろうが、広く一般に浸透したのは、この震災がきっかけであったと思われる。また既存の地域共同体とNPOなどの組織の関係についての法哲学的検討としては、たとえば[名和田 1998]を参照。

(7)現代市民社会論、市民社会論の復興・再興・再生などの用語で論じられている。もっとも、市民社会概念それ自体は、思想史や概念史だけではなくマルクス主義の文脈においても論じられており、これらを再生と呼ぶのはあたらない。しかしこれらの議論がそれ以前の議論の枠組みの変更を迫るものであることもまた重要である。従って本稿では、冒頭で述べたような状況を背景として、登場してきた市民社会論を、現代市民社会論と呼ぶことにする。

(8)これら二種類の市民社会・市民は、英語およびドイツ語ではともに同一語、すなわち civil society,citizen となり、このままでは区別することはできないからである。[古矢・今井 1998]は、これらの思想史上の区別を市民論として展開している。

また、市民社会という語は civil society, societe civil, bürgerliche Gesellschaft などにあたり、さらに古典古代の *societas civilis, polis* に由来する。もっとも、これらすべてを市民社会という日本語で表現するのが適切でないことは、いうまでもない。

(9)Ref. [Habermas J. 1962,1990]。もっとも 1990 年の新版では、本文それ自体は改訂せずに、かなり長い序文が付されている。

(10)ヘーゲルの市民社会論の近代性を高く評価したのは、リーデル (Riedel M.) であった。ref. [Riedel M. 1970]。コーベンーアラートに代表される一連の現代市民社会論では、リーデルによるヘーゲルの市民社会論を市場との関係でも国家との関係でも批判し、そのオルタナティブを模索することが多い。つまり、政治性をもたない市民社会を批判し、政治性を持った別の市民社会を提示しようとしている。その際に、ヘーゲルに代わって引照されるのが、モンテスキューやトクヴィルであり、中間団体による権力の抑制のアイディアである。

(11)もっともヘーゲルは、「欲求の体系」としての市民社会だけではなく中間団体に関する議論を展開し、市民社会と国家の媒介を理論的に要請しており、従って単純な二分論ではない。また、リーデルによるなら、ヘーゲルはイギリス古典派経済学の影響の元に複雑な市場社会では国家と市民社会が重なる単純な古典古代のモデルはもはや有効性を持たないと考え、「欲求の体系」である市場を政治社会から分離させた。いわば、分離させた上でもう一度、両者の媒介を目指したが、結局のところそれには失敗したと言うことができる。

(12)ハバーマスの『公共性の構造転換』には、  
Untersuchungen zu einer Kategorie der  
bürgerlichen Gesellschaftという副題が付せら  
れている。

(13)このような現代における市民的公共性の崩  
壊という事態をハバーマスは「具現的公共  
性」との共通点を見出して、「公共性の再封  
建化」と呼んでいる。この再封建化という  
用語のうちに、ハバーマスが公共性の変容  
にどのように対処しようとしていたかが現  
れている。

ハバーマスの議論に対しては、家父長制  
的な家族制度を温存しており、女性や非財  
産保有者などを排除するものであるという  
批判は以前からあったが、ここでの問題は  
それとは別の問題である。

(14)もっとも、システムと生活世界との動態的  
な面に注目するなら、権力と金銭を媒介と  
して交流関係がある。しかもそれはシステ  
ムにおける合理性(目的合理性)が生活世界  
における合理性(コミュニケーション合理  
性)を犠牲にする形で行われている。この領  
域の越境をハバーマスは「システムによる  
生活世界の植民地化」と呼ぶ。

(15)システムと生活世界という枠組は、あくま  
でも二種類の合理性の区別に基づく理念的  
なものであり、これを実体化することはで  
きない点に注意しなければならない。

(16)ハバーマスは、自らの市民社会論及び政治  
的公共性に関する議論が、コーベンーア  
ラートに代表される現代市民社会論と同一  
の地平に立つものであることを述べ、現代  
市民社会という語には、「もはや経済の領  
域という意味は含まれていない」としてい  
る。ref.[Habermas J. 1990.]。

(17)また、ハバーマスにおいてはさらにすすん  
で、それらの団体はインフォーマルな意思  
決定の場として、あるいは新たな公共性の  
創出の場として、位置づけられている。ref.  
[Habermas J. 1992.]。

ハバーマスの公共性の議論に関しては、  
それが一つの公共性への編成を目指すもの  
であることに対する批判がある。ref.[Fraser  
N,1992]これは、市民社会の多元性に関わ  
る非常に重要な論点である。

(18)既存の共同体の中に埋め込まれている諸個  
人が、個人の自律を手がかりにそのくびき  
から抜け出すのと、自律した個人がそれぞ  
れの個人的な立場を乗り越えコミュニティ  
をつくりその中で共同性を追求するのとで  
は、個人と共同性との関係が全く異なるか  
らである。

(19)参照[井上匡子 1998]。もっとも、フェミニ  
ズムの運動や思想の潮流のすべてがコミュ  
ニティや中間団体に関して、その隠れた権  
力関係を露わにする機能を持っているわけ  
ではないことはいうまでもない。

(20)前者の問題が解決されたとしても後者の問  
題は残る。これはまた、市民社会の構成要  
素であるコミュニティとしてどういう団体  
を想定するかに關わる。例えば学校や家族  
などをどう評価するかという問題と密接に  
関連している。現在の日本において学校を  
コミュニティとして市民社会の構成要素と  
することには、大きな疑問がある。

コミュニタリアンが、家族や教会を良き  
生活の源泉と見なし、それらが崩壊したこ  
とのうちに、現代の道徳的退廃の原因を見  
出し、その再建を求めるのとは異なり、多  
元的なつまり他のコミュニティとの接触の

場である市民社会の要素を家族や学校のなかに取り入れることが必要であろう。

(21) いうまでもなくコミュニティの複層化は、本節3のコミュニティ相互間の問題を引き起こす。

(22) ハバーマスによる、インフォーマルな意志決定への着目と、その過程が新たな公共性の創出へつながっていく過程の分析は、この一例と位置づけうるかもしれない。ref. [Habermas J. 1993]。この点に関しては、注(17)も参照のこと。

(23) これはまた、システムと生活世界という図式が、行為領域の区別に基づいていたことや、それが実体化される傾向をもつことも無関係ではない。

(24) NPOが行うアドヴォカシー活動は、その一つの例といえる。問題は、本文でも述べたように、その理論的根拠づけである。

(25) この点については、インターネットの発達・普及により、国境を越えて劇的に広がったサイバー・スペースに関する議論の推移が参考になると思われる。この点に関しては、多くの文献があるが、さしあたり [鈴木淳司・高橋郁夫 1998]を参照のこと。

(26) Ref.[Mouffe C 1993]。ムフは、リベラリズムの多元性を批判し、その新たな観念の必要を主張しているが、具体的な像・制度と

の関係などの点では必ずしも充分に展開していない。しかし、ムフの描き出す自律性と等価性の緊張関係は、多元的な市民社会におけるコミュニティ相互の関係や多元性の維持に関する理論化への取り組みの一端と言うことができる。すなわちそこでは、集団的アイデンティティー形成を自律性として論じつつ、各々のコミュニティが等価性という観念をもとに接合し、その結果としてアイデンティティーが変更されていく過程が理論的に検討されている。

(27) コーエンーアラートの現代市民社会の多元性の一つの源泉は、その構成要素であるコミュニティが自由な個人による自発的なものである点に求められている。しかしながら、自発的な加入・脱退・創出が事実上不可能なコミュニティもある。典型的には家族や学校、また地域社会における町内会などである。このようなコミュニティにおいては、複層化からもたらされる柔軟性は重要である。

(28) これはまたアイデンティティー・クライシスの源であることも忘れてはならない。

(29) これは、地域における包括的な存在である町内会が、多くの場合外来的しかもシングルイシュー志向をもつ市民グループに対して向ける批判である。

## 参考文献

- Cohen Jean L. and Arato A. 1989, Politics and the Reconstruction of the Concept of Civil Society, in Herausgegeben von Axel Honneth at al., *Zwischenbetrachtungen : Im Prozeß der Aufklärung*, Suhrkamp Verlag.
- 1992, *Civil Society and Political Theory*, MIT Press.
- Fraser N. 1992, Rethinking the Public Sphere: A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy, in Calhoun C. ed., *Habermas and the Public Spere*, MIT Press.
- Habermas J. 1962, *Strukturwandel der Öffentlichkeit : Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp.
- 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit : Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft mit einem Vorwort zur Neuauflage*, Suhrkamp
- 1992, *Faktizitate und Geltung : Beitraege zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, Suhrkamp
- Kaene J. 1988, *Democracy and Civil Society*, Verso.
- Kymlicka W. 1995, *Multicultural Citizenship*, Clarendon Press.
- MacIver R. M. 1917, *Community : A Sociological Study*, London, Macmillan
- 1921, *The Elements of Social Science*.
- Melucci, A. 1989, *Nomads of the Present:social movement and individual needs in contemporary society*, Radins. Hutchinson : Temple Uni. Pre.
- Mouffe C 1993, *The Return of the Political*, Verso. 千葉他訳『政治的なるものの再興』日本経済評論社、1998年。
- Nardin T. 1995, Private and Public Roles in Civil Society, in Walzer M. ed., *Toward a Global Citizenship*, BerghahnBooks.
- Touraine A. 1973, *Production de la societe*, Paris : Seuil.
- Taylor Ch. 1995, *Invoking Civil Society*, Princeton Uni. Pre.
- Young I.M. 1990, *Justice and the politics of difference*, Princeton
- Waltzer M. 1992, The Civil Society Argument, in Mouffe C., ed., *Dimensions of Radical Democracy*, Verso.
- Walzer M. 1995, The Concept of Civil Society, in Walzer M. ed., *Toward a Global Citizenship*, Berghahn Books.
- 伊藤るり 1993, 「〈新しい社会運動〉論の諸相と現在」『システムと生活世界』岩波講座社会科学の方法 VIII。（岩波書店）
- 石塚省二 1995, 『〈現在〉市民社会への社会学的考察』（お茶の水書房）
- 井上匡子 1998, 「フェミニズムの社会理論としての課題」日本法哲学会編『20世紀の法哲学』（有斐閣）
- 齊藤日出治 1998, 『国家を越える市民社会: 動員の世紀からノマドの世紀へ』（現代企画室）

コミュニティをめぐる理論的課題（井上）

- 鈴木淳司・高橋郁夫 1998, 「法と規制の国際的側面」インターネット弁護士協議会編著+村井純『インターネット法学案内』(日本評論社)
- 名和田是彦 1998, 『コミュニティの法理論』(創文社)
- 花田達郎 1993, 「公共圏と市民社会の構図」『システムと生活世界』岩波講座社会科学の方法 VIII (岩波書店)
- 古矢旬・今井弘道 1998, 「市民とは何か—市民の二重性をめぐって」今井弘道編『市民の時代』(北海道大学図書刊行会)
- 星野英一 1998, 『民法のすすめ』(岩波新書)
- 森政稔 1998, 現代日本市民社会論：その批判と構想、山脇他編『ライブラリ相関社会科学 5 現代日本のパブリック・フィロソフィー』(新生社)
- 吉田克巳 1998, 「現代市民社会の構造と民法学の課題(1)～(15)」『法律時報』68巻11号～70巻3号

※ 本稿は、平成10年度文部省科学研究費基盤研究(C)「現代「市民社会論」とフェミニズム—ポスト近代における法と政治のゆくえ—」による研究成果の一部です。